

概要版

坂井市

子ども・子育て
支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月

坂井市

計画の概要

◆ 計画策定の背景と趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる大切な存在です。子どもが健やかに育つためには、社会全体で子育てを支え、環境を整備していくことが重要です。

近年、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行により、子育てをめぐる状況は大きく変化しています。核家族化の進行等による家族構成の変化や地域のつながりの希薄化は、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱くことにもつながっています。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。この3法に基づいて平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、(1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実、がめざされることとなっています。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市区町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

坂井市においても、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域における子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「坂井市次世代育成支援行動計画」（以下「前回計画」という。）をふまえながら、「坂井市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

◆ 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

◆ 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とし、今後の社会情勢の変化等による状況も踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。



計画の基本的な考え方

◆ 基本的な視点

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、基本的視点を以下のとおり定めます。基本的視点は、前回計画における考え方に、子ども・子育て支援法のかかげる考え方などを取り入れていくものとしします。

基本的視点Ⅰ 子どもが笑顔で育つまち

坂井市で生まれ大きくなっていく子どもたちが笑顔ですくすくと育つまちを目指し、“子どもが主役”という視点で、子育て支援の充実を図っていくことが大切です。

基本的視点Ⅱ 家庭が笑顔で育つまち

すべての子育て家庭が心豊かに子どもと向き合い、それぞれの価値観を大切にしたい子育てができるよう、支援施策を推進することが大切です。

基本的視点Ⅲ 地域が笑顔で育つまち

子どもや子育て家庭が孤立せずに暮らすことができるよう、地域に住む住民一人ひとりが子育てに関わるという意識をもち、互いに協力しあい、まち全体で子育てを応援することが大切です。

◆ 基本理念

「みんなが『笑顔』で暮らせるまち」をめざす坂井市では、子どもの笑顔を育てていくことが「子どもにとっての幸せ」の実現につながると考えます。家庭や地域の人々が子育てを楽しむことによって、その笑顔が子どもをいきいきと育てます。そしてその子ども自身が笑顔で育つことで、未来の坂井市の魅力と活気につながっていきます。笑顔であふれる坂井市をめざし、以下の基本理念を掲げます。



**笑顔が育てる 笑顔で育つ
未来を担う坂井っ子**



施策の展開

Ⅰ 子どもが笑顔で育つまち

基本目標（1）子どもの成長を支える教育・保育の提供

① 幼児期の教育・保育の体制整備

② 子育て支援事業の充実

③ 就学後の教育・保育の充実

保護者の就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育需要が拡大する中でも、量的な充実だけでなく、幼保小連携・幼保一元（こども園）化を含めた教育・保育の質的な向上をめざします。

基本目標（2）子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実

① 保健・医療の充実

② 食育の推進

子どもと母親の健康づくりのために、妊娠期から継続した育児支援を展開し健康診査や相談事業等の充実を図ります。また、それらの機会を活用し、基本的な生活習慣や食生活等に関する正しい知識の普及に努めます。



Ⅱ 家庭が笑顔で育つまち

基本目標（1）家庭における子育て力の向上

① 親育ちへの支援

② 相談体制の充実

③ 情報提供

子育ての第一義的責任を負うとされる「家庭」も、子育てを通じて成長していくことが大切です。各家庭の子育て力の向上のため、各種講座や相談事業を充実します。

基本目標（2）子育てと仕事の両立支援

① 働き方の見直し・啓発

② 雇用の促進・就労の支援

子育てにかかる負担が、父親・母親のどちらかに偏ることがないように、互いに仕事と子育てを両立し、子育てに積極的にかかわっていけるよう、意識啓発や労働環境の改善に向けた働きかけを行います。

基本目標（3）特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備

①専門的支援の充実

②虐待防止への支援

ひとり親世帯をはじめ、家族状況などさまざまな要因から、社会的な養護を必要とする子どもたちがいます。それぞれの状況に応じ、安全で安心な生活環境の確保に向けた取り組みを進めます。

基本目標（4）経済的支援の充実

①各種手当の充実

②医療費助成の充実

③その他経済的負担の軽減

子育て家庭が経済的な不安がなく、安心して生活できるよう、経済的負担の軽減を図ります。

Ⅲ 地域が笑顔で育つまち

基本目標（1）安心・安全のまちづくり

①施設等の環境整備

②犯罪や事故等の防止・啓発

子どもや子育て家庭はもとより、地域住民全体が安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の整備に努めるとともに、ゆとりや安心感をもって生活できるよう、犯罪や事故の発生防止に向けた対策を充実します。

基本目標（2）市民ネットワークの形成

①世代を超えた市民の交流の場の充実

地域住民が連携を図り、子育てを通じてまち全体が成長することをめざします。



◆ 計画の体系

基本理念

基本的視点

基本目標

施策の方向

笑顔が育てる
笑顔で育つ
未来を担う坂井っ子

I

子どもが
笑顔で
育つまち

(1) 子どもの
成長を支える教育・
保育の提供

① 幼児期の教育・保育の体制整備

② 子育て支援事業の充実

③ 就学後の教育・保育の充実

(2) 子どもと母親の
健康を支える保健・
医療・食育の充実

① 保健・医療の充実

② 食育の推進

II

家庭が
笑顔で
育つまち

(1) 家庭における
子育て力の向上

① 親育ちへの支援

② 相談体制の充実

③ 情報提供

(2) 子育てと仕事の
両立支援

① 働き方の見直し・啓発

② 雇用の促進・就労の支援

(3) 特別な支援を
必要とする家庭への
対応体制の整備

① 専門的支援の充実

② 虐待防止への支援

(4) 経済的支援の充実

① 各種手当の充実

② 医療費助成の充実

③ その他経済的負担の軽減

III

地域が
笑顔で
育つまち

(1) 安心・安全の
まちづくり

① 施設等の環境整備

② 犯罪や事故等の防止・啓発

(2) 市民ネットワークの形成

① 世代を超えた市民の交流の場の充実

量の見込みと確保の内容

◆ 区域の設定について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、その区域ごとに、平成27年度～31年度まで、5年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、市として提供する「確保の内容」、またその「実施時期」を定めることとされています。

坂井市においては、効率的に資源を活用し、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）とします。1圏域のもとで、「子ども・子育て支援給付」の対象となっている教育・保育事業、「地域子ども・子育て支援事業」の対象となっている事業に関して、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めます。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位など、各地区の実状を踏まえて行うものとします。



◆ 子育て支援給付と事業の全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 保育所（園）
- 幼稚園
- 幼保園
- 認定こども園

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う。）

児童手当



(2) 地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 利用者支援 **新設**
- 放課後児童健全育成事業
※対象児童の拡大
- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業

◆ 教育・保育事業

認定区分	提供体制	現状と今後の体制
1号認定 (3歳～5歳、教育希望)	幼稚園・幼保園 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ●平成26年現在、待機児童がおらず、すべての子どもたちが、教育・保育のサービスが受けられる体制が整っています。増大する0～2歳の保育ニーズに対応するための体制強化が求められます。 ●※地域型保育事業については現在実施予定がありませんが、希望する事業者が出てきた場合は、条例に基づき審査・確認の実施を検討します。
2号認定 (3歳～5歳、保育必要・保育希望)	保育所(園)・幼稚園・ 幼保園・認定こども園	
3号認定 (0歳～2歳、保育必要、保育希望)	保育所(園)・幼稚園・ 幼保園・認定こども園 ※地域型保育事業	

◆ 地域子ども・子育て支援事業

事業名	提供体制	現状と今後の体制
延長保育事業	市内 30保育所	●今後も受け入れ体制を確保し、実施します。
子育て短期 支援事業	市外3か所への 委託	●今後も受け入れ体制を確保し、実施します。
地域子育て 支援拠点事業	市内6か所	●各地域で子育て支援のニーズを受け止め、また保護者同士、子ども同士が交流の場を持つことができる場づくりを行います。
一時預かり 事業	市内幼稚園・ 保育所	<ul style="list-style-type: none"> ●在園児を対象とした一時預かりは、私立幼稚園1園と、すべての公立幼稚園(平成28年度からすべて幼保園)で実施します。 ●未就園児を対象とした一時預かりは、16か所で実施しています。今後も受け入れ体制を確保し、実施します。
病児・病後児 保育事業	病児:2か所 病後児:3か所	●現在の一日の受け入れ可能人数は、病児が8人、病後児が11人となっています。今後も受け入れ体制を確保し、実施します。
利用者支援事業	市内1か所	●6か所で実施している地域子育て支援拠点事業と連携を図りながら、子育て支援課で実施します。
放課後児童 クラブ事業	市内29か所 (33クラブ)	●現在小学校低学年の児童クラブは29か所(33クラブ)、一部クラブでは6年生まで受け入れて実施しています。今後は市内全体で6年生までの受け入れをめざします。
妊婦健診	各医療機関等に 委託	●各医療機関等に委託し、実施します。
乳児家庭 全戸訪問事業	健康増進課で 実施	●生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問しています。今後も、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。
養育支援 訪問事業	健康増進課で 実施	●児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。